

各課直通電話

総務課	☎388-1111	子ども課	☎388-1116
税務課	☎388-1112	建設課	☎388-1117
収納管理課	☎388-1128	水道課	☎388-1118
企画課	☎388-1113	教育文化課	☎388-3231
環境経済課	☎388-1114	学校給食センター	☎387-5321
住民課	☎388-1115	会計課	☎388-1119
福祉健康課	☎388-7171	議会事務局	☎388-1110

！ 体育施設予約システムの運用開始

2月から体育施設予約システムの運用を開始し、4月以降の施設利用分からパソコン・スマートフォンなどで予約ができます。なお、手続き(本申請や使用料の支払い)は、今までどおり窓口で行っていただきます。

体育施設予約システムを利用するには、事前に体育団体の登録が必要となりますので、あらかじめ中央公民館・松枝公民館・総合会館で手続きを行ってください。(テニスコートや卓球場を個人使用される場合も同様に事前手続きが必要です。)

ご自宅などで、パソコン・スマートフォンなどが使えない方のために、体育施設予約システムが利用できる端末機は、中央公民館に設置します。

【対象施設】

1. 町民体育館(競技場・剣道場・柔道場・卓球場)
2. スポーツ交流館(フィットネスルーム)
3. 南体育館
4. 町民運動場
5. 勤労青少年運動場
6. 緑地公園内運動場
7. 米野運動場
8. 江川運動場
9. 運動公園内運動場
10. 緑地公園内テニスコート
11. 総合会館(ホール、軽スポーツ室)
12. 学校開放施設

【対象日時】 平日を含め、全ての日・時間帯(夜間も含む)

【予約の流れ】 4月に体育施設を利用する場合の例

	2月 (施設利用月の2か月前)	3月 (施設利用月の1か月前)	4月 施設利用月
抽選予約	5～15日 ・「抽選予約」の申込み	16日午前9時～ ・「当選者」への通知 ・本申請・使用料の支払い (この月の月末まで※注1)	施設利用
一般予約	2月16日正午～施設利用日の前日まで ・「一般予約」申込み ・申込み後、7日以内に、本申請・使用料の支払い		

※注1 抽選予約は、利用月の2か月前の月末(毎月30日、ただし2月と12月は28日)までに本申請並びに使用料の支払い手続きをされなかった場合、予約自体が無効となります。

多くの方が「抽選予約」できるように、このシステムを利用して「抽選予約」ができる予約可能時間数は、1か月に16時間(上限)です。

16時間の目安: 1日2時間、週2日の活動で、月に8日の活動を目安にしています。

なお、大会・公式試合や地域活動行事は、抽選予約開始日までに、別途調整し確定します。

【問合せ先】 中央公民館

ゴミの回収致します。
まずはお問合せ下さい。

見積無料

 **高島衛生工業(有)**

*笠松町許可業者 ☎248-0089(代)
岐阜南町平成6-110 <http://www.t-eisei.co.jp>

自然にやさしい環境創造

Shonan
松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808